

○農林水産省告示第六百七十八号
 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号（薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年三月十三日
 農林水産大臣 鹿野 道彦

ただし書中「63まで」を「69まで」に改め、(106)を(112)とし、(64)から(105)までを六ずつ繰り下げ、(63)を(68)とし、(68)の次に次のように加える。

- (69) 猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）
- ただし書中(62)を(67)とし、(46)から(61)までを五ずつ繰り下げ、(45)を(49)とし、(49)の次に次のように加える。
- (50) 鶏伝染性ファブリキウス嚢病（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）
- ただし書中(44)を(48)とし、(39)から(43)までを四ずつ繰り下げ、(38)を(41)とし、(41)の次に次のように加える。
- (42) 産卵低下症候群―1976（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）
- ただし書中(37)を(40)とし、(16)から(36)までを三ずつ繰り下げ、(15)を(17)とし、(17)の次に次のように加える。
- (18) 豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン（シード）
- ただし書中(14)を(16)とし、(9)から(13)までを二ずつ繰り下げ、(8)を(9)とし、(9)の次に次のように加える。
- (10) 牛流行熱・イバラキ病混合（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）
- ただし書中(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。
- (6) アカバネ病生ワクチン（シード）

○農林水産省告示第六百七十九号
 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二条第九項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する生物由来製品（平成十五年七月十四日農林水産省告示第千三百四号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年三月十三日
 農林水産大臣 鹿野 道彦

第二号中(25)を(26)とし、(24)を(25)とし、(23)の次に次のように加える。

(23) 日本脳炎・豚パルボウイルス感染症・豚ゲタウイルス感染症混合生ワクチン（シード）

○特許庁告示第六号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第九号及び同法第九条第一項の規定に基づき、特許庁長官の定める博覧会の基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から施行する。

- 平成二十四年三月十三日
 特許庁長官 岩井 良行
- 1 商標法第四条第一項第九号に規定する特許庁長官の定める基準に適合する政府又は地方公共団体（以下、「政府等」という。）以外の者が開設する博覧会については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
 - 一 産業の発展に寄与することを目的とし、博覧会「見本市」等の名称の如何にかかわらず、産業に関する物品等の公開及び展示を行うものであること。
 - 二 開設地、開設期間、出品者及び入場者の資格、出品者数並びに出品物の種類及び数量等が、同号の趣旨に照らして適当であると判断されるものであること。
 - 三 政府等が協賛し、又は後援する博覧会その他これらに準ずるものであること。
 - 2 商標法第九条第一項に規定する特許庁長官の定める基準に適合する政府等以外の者が開設する博覧会及びパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等又はその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 産業の発展に寄与することを目的とし、博覧会「見本市」等の名称の如何にかかわらず、産業に関する物品等の公開及び展示を行うものであること。
- 二 開設地、開設期間、出品者及び入場者の資格、出品者数並びに出品物の種類及び数量等が、同号の趣旨に照らして適当であると判断されるものであること。
- 三 日本国において開設される博覧会については、原則として、政府等が協賛し、又は後援する博覧会その他これらに準ずるものであること。

○国土交通省告示第百三十八号
 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十三年十二月十二日次のとおり自動車その型式について指定した。

平成二十四年三月十三日
 国土交通大臣 前田 武志

17093	指定番号	無名及び型式	製作業者の名称	製作業者の住所
17093		ツツダ DBA	ツツダ株式会社	広島県広島市東区新地3番1号
17094		KEEFW		
17094		ツツダ DBA		
17095		KEEAW		
17095		ツツダ LDA		
17095		KE2AW		

○国土交通省告示第百三十九号
 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十三年十二月二十七日次のとおり自動車その型式について指定した。

平成二十四年三月十三日
 国土交通大臣 前田 武志

17096	指定番号	無名及び型式	製作業者の名称	製作業者の住所
17096		メルセデス・ベンツ RBA	メルセデス・ベンツ日本株式会社	東京都港区六本木一丁目9番9号
		251057		

○国土交通省告示第百四十号
 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十三年十二月二十七日次のとおり自動車その型式について指定した。

平成二十四年三月十三日
 国土交通大臣 前田 武志

17097	指定番号	無名及び型式	製作業者の名称	製作業者の住所
17097		スズキ ZAB	三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝五丁目33番8号
		U87V		

○国土交通省告示第百四十一号
 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十三年十二月二十七日次のとおり自動車その型式について指定した。

平成二十四年三月十三日
 国土交通大臣 前田 武志

17098	指定番号	無名及び型式	製作業者の名称	製作業者の住所
17098		ア-8TCGWF	アウチヤ	東京都世田谷区尾山台2丁目30番地8号
17099		アウチヤ AB		
17099		A-8TCGWL		
17100		アウチヤ AB		
17100		A-8FCGWF		
17101		アウチヤ AB		
17101		A-8KCGWF		